

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

管理 No.	L028
--------	------

所管部署: 建設部土木管理課
(占用係 / 内線: 3111)

根拠区分	法律 一条例	
許認可等の名称	道路管理者以外の者の行う工事	
処分権者	市長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	道路法(昭和 27 年 6 月 10 日法律第 180 号)
	根拠規定条項	第 24 条
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	道路法施行令(昭和 27 年 12 月 4 日政令第 479 号) 自動車乗入工事承認基準 奈良市土木管理課(平成 25 年 7 月より運用)
	基準規定条項	施行令(第3条)・基準(1~3)
	審査基準	<p>I 道路管理者以外の者は、道路法第12条、第13条第3項、第17条第3項又は第19条から第22条の2までの規定による場合のほか、道路に関する工事の設計及び実施計画について、次に掲げる基準及び別に定める基準により承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。</p> <p>(1) 施工後の地盤面(自動車乗入部を除く。)は、現状又は将来計画に基づく道路の路面形状及び横断勾配等に合せて水たまり等が生じないようにすること。</p> <p>(2) 民有地内の適当な位置(自動車乗入部を除く。)に駒止め等を設置し、駐車した自動車等が道路敷を侵すことのないようにすること。</p> <p>(3) 側溝等を設置する場合は、種類、構造、断面、渠底勾配等が周囲の既設施設及び将来計画と合致するようにすること。</p> <p>(4) 前各号に定める工法等により難しい場合は、別に指示をする工法等によること。</p> <p>II 奈良市建設部土木管理課制定(平成25年7月より運用)の「自動車乗入承認工事基準」の承認条件、許可条件、復旧舗装構成を遵守すること。</p>
標準処理期間 (経由機関の日数)	申請書受理日から2~3週間 (所轄警察署 3日程度)	
本票の作成日	平成30年 2月27日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成 年 月 日改正	

審査基準(裏面追加)

	基準内容
審査基準等 補足	